

平成24年度 学童保育室の入室児童を募集します

- ▶入室期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ▶対象 保護者の就労などにより昼間常時留守となる家庭の市立小学校に通う1年生から3年生までの児童
- ▶注意事項 現在入室されている方も、毎年申請が必要となります。
- ▶募集人員

区分	名称	場所	定員
公設	中央学童保育室	中央小学校敷地内	60人
	西学童保育室	西小学校敷地内	70人
	東学童保育室	東小学校敷地内	60人
	北学童保育室	谷郷2486-3 旧上谷第一住宅跡	46人
	さくら学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	45人
	南学童保育室	南小学校敷地内	44人
	太田西学童保育室	太田西小学校敷地内	49人
	泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	55人
	埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	48人
	南河原学童保育室	南河原支所内	60人
	下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	36人
	荒木学童保育室	荒木小学校敷地内	34人
民設	太井学童保育室	棚田町1-58-10	30人

- ▶保育料 1人月7,000円(おやつ代別)※民設学童保育室は、学童保育室が設定しますので、直接問い合わせください。
- ▶保育時間 [通常] 放課後～午後7時
[土曜日・夏休みなど] 午前8時～午後7時
※太井学童保育室(民設)は、公設学童と同じです
- ▶申請書配布 【公設】10月11日(火)から子育て支援課6番窓口または各学童保育室
【民設】11月1日(火)から太井学童保育室
- ▶申請期間 【公設】10月24日(月)～11月9日(水)に子育て支援課または各学童保育室
【民設】11月11日(金)～平成24年2月29日(水)に太井学童保育室
- ▶その他 入室決定は申し込み順ではありません。申し込みが定員を超えた場合は、保護者の勤務状況などにより入室の可否を決定します。
- ▶問い合わせ 【公設】同課子育て支援担当(内線262)または子育て総合支援窓口☎556-2011
【民設】太井学童保育室☎556-5340

平成24年度 保育所の入所児童を募集します

保育所は、家庭で十分保育できない乳幼児を、保護者の委託を受けて保育する児童福祉施設です。保育所へ入所できる児童は、保護者に次のいずれかの事情がある場合で、祖父母など親以外の方が児童を保育できる場合は該当しません。

- ①昼間常に家庭外で仕事をしている場合
- ②昼間常に家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- ③出産前後または疾病(入院・自宅療養)の場合
- ④長期にわたり、同居の家族の看護などに当たっている場合
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

- ▶受付期間 11月14日(月)～12月2日(金)
- ▶受付場所 入所を希望する保育所※申込書は11月7日(月)から各保育所で配布

保育所名	住所	電話番号	定員
若葉保育園	行田11-10	556-2797	150人
和光保育園	佐間3-20-3	556-2503	130人
白鳩保育園	駒形2-7-7	554-5221	60人
ホザナ保育園	荒木1590-1	559-1543	100人
太井保育園	棚田町1-58-10	556-5340	90人
小羊チャイルドセンター	若小玉3547-1	556-7753	70人
太田保育園	藤間510-3	559-3644	120人
行田保育園	荒木4961	557-2943	90人
埼玉保育園	埼玉4595-1	559-2433	100人
持田保育園	城西4-3-4	556-5456	90人
長野保育園	長野1-34-5	553-3177	90人
南河原保育園	南河原851	557-3234	60人

- ▶その他 市外の保育所を希望する場合は、子育て支援課で11月7日(月)から申込書を配布します。
- ▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)

中学校卒業までのお子さんを持つ方へ
10月から「子ども手当」が変わります

10月分から子ども手当の支給額が次のように変わります。

▼手当の月額(10月分)平成24年3月分

【0～3歳未満】1万5千円(一律)

【3歳～小学校修了前】1万円(第3子以降は1万5千円)

【中学生】1万円(一律)

※10月分～平成24年1月分の手当は平成24年2月に支給し、平成24年2・3月分は平成24年6月に支給します。

▼申請(認定請求)方法

これまで手当を受け取っていた方も含め、市内在住の中学生以下のお子さんを持つすべての方に認定請求書を送付します。子育て支援課で必ず申請してください。※公務員の方は勤務先で申請してください。

▼注意

10月以降に他の市町村へ転居される方は、転出日(転出予定日)の次の日から数えて15日を経過する日までに転居先の市町村窓口へ必ず申請してください。

10月以降にお子さんが生まれた方は、生まれた日の次の日から数えて15日を経過する日までに必ず申請してください。

▼問い合わせ 同課子育て支援担当(内線2662)